

# 「公務員賃下げ違憲訴訟」 不当判決 憲法28条違憲を認めず



一〇月三〇日、「公務員賃下げ違憲訴訟」の判決言い渡しが東京地裁で行われました。古久保正人裁判長は「原告らの請求をいすれも棄却する。二 訴訟費用は原告らの負担とする」と主文を読み上げ、「労働基本権を制約し、その代償措置である人事院勧告にもとづかず、一方的に賃下げを強行したことは憲法二八条に反する」などの原告・国公労連の主張を一顧だにせず、被告・国の暴挙を「合憲」と判示しました。

## 原告の請求を棄却 政府言いなりの裁判所

裁判所前で判決の第一報を待っていた国公労連・各単組や支援に駆けつけた各団体の仲間、法廷から走り出してきた山添弁護士と宮内原告（国土交通労組）の掲げる「不当判決」「違憲認めず」の幕を見るや、

「不当判決糾弾」「裁判所は政府の言いなりになるな」「憲法違反の賃下げは認めないぞ」「我々は勝利するまでたたかうぞ」と怒りを込めてシュプレヒコールを行いました。

一六時から、宮垣委員長、松木原告（全労働）、岡村弁護士、加藤弁護士らが出席して司法記者クラブで記者発表を行いました。

判決を受けて、「賃下げ違憲訴訟」闘争本部と弁護団は、「控訴して逆転勝訴をかちとる。全ての労働者の権利擁護、賃上げと安定した雇用の確保など、憲法にもとづく基本的人権の保障をめさし、一層奮闘する」との声明を発表しました。

## 国主張を鵜呑み まともな判断せず

弁護団を代表して小部弁護士より判決概要を報告しました。「人事院勧告を経ずに国会が一方的に団体交渉もせず立法したことが憲法に違反するかが最大の争点」と述べたうえで、今回の判決については、「最高裁判所が全農林警職法事件で示した違憲の枠組みさえ無視し、勤務条件法定主義・財政指針に基づく立法裁量というところで国会の裁量権を広範に認めた判決」として、「労働基本権が奪われた以上、国会が代償措置である人事院を無視してよいのか」という私たちの主張に対して、国側がずっと主張してきた「人事院勧告に拘束力はないという立法裁量論」を鵜呑みにした。次に国公労連との団体交渉について、「判決では、『政府と国公労連との交渉結果を見ると、結局のところ、両者間において給与臨時特例法案の実質的内容について協議が行われることなく、交渉を終了した』とわけていないということを行



認定しているが、最終的に国会が法律で決めることだから労使交渉の義務が無いとまでは言わないがそれが十分に果たせなかったからといって直ちにその法律が無効となることはないとしている。民間では不誠実交渉としてそんな交渉に基づく結論は受け入れられないこともあり得る。ところが判決では、『団体交渉の義務が無いとまでは言わないけれども・・・直ちに問題になるわけではない』と筋の通らない理屈になっている」と指摘しました。

結局、まともな判断もなく国主張鵜呑みの不当判決となりました。

# 道州制法案棚上げ、修正

## 道州制をめぐる自民党の議論

現行制度	これまでの前提	佐田氏の発言
国	出先機関は廃止	国 出先機関は存続
都道府県	都道府県を廃止し、国の権限を移譲	広域連合 複数県で構成し国と連携。規制緩和や権限移譲 都道府県 存続
市町村	都道府県の事務のうち住民に身近なものに移譲	市町村 特になし

佐田本部長は、党内で議論してきた道州制推進基本法案を白紙撤回し、新たな法案を来年の通常国会に提

**党内議論も経ず、  
混迷する可能性も**

一〇月二五日、一部地方紙の報道によると、「新たに自民党道州制推進本部長に就任した佐田玄一郎衆院議員が二四日党内で検討してきた「道州制推進基本法案」を棚上げし、大幅に修正する考えを明らかにした」と報じました。東海建設支部は、「道州制「地方分権改革」は国の責任放棄、地域間格差拡大につながり、国民の安全安心が守られないため、制度導入には反対です。」

**国の責任放棄、  
地域間格差拡大**

出する意向を示し、これまで前提としてきた都道府県の廃止を「現実的でない。今の法案では駄目だ」と否定し、複数県の県による広域連合の機能強化を推進すべきだと強調した模様。

これまで議論してきた道州制像から転換してきた道州制像から転換するもので、党内議論も仕切り直しが必要になるなど、混乱を招く可能性が高く、佐田氏の憩うとおりには法案を提出できず、かどうかは見通せない状況です。

自民現行案は、都道府県を廃止した上での道州の設置と、国出先機関廃止による道州の権限強化を前提に、国民会議を設置し、具体策を検討する内容でした。

佐田氏は、新しい案について「自分のイメージ」(上

**長時間労働均等待遇  
輝くための前提 三浦教授**



三浦まり上智大教授

安倍政権の「女性活躍」政策は、エリート女性の登用と、低賃金労働の活用という最初から二極化が前提なのです。

今臨時国会で「女性の活躍推進法」が提出されました。管理職の登用割合などの情報開示やポジティブアクションを義務付けたことは一歩前進です。

一方、長時間労働の改善なくして、女性の社会進出は絶対に進みません。労働運動の頑張りどころです。

表参照とした上で、地方整備局等の中央省庁の出先機関も廃止せず広域連合と連携を深める構想を提示。広域連合が規制緩和や金言移譲を国に求める仕組みを作り、地方分権を進めるとしています。

もう一つの道筋が低賃金層の活用です。主婦層を活用する政策として、また正社員を減らす方策として、派遣法の「改正」が位置づけられます。

「すべての女性が輝く」と言うものの、本気ではなく、シングルマザーや子どもなどの貧困など、非正規労働の負の面には目が向いていません。

非正規労働者を含め全ての女性が輝くには、正社員と非正規労働者の間の均等待遇が必要で。ただ、賃金体系全体の見直しが必要になるため、すぐには難しいかもしれません。

次が、子育て費用を軽減高等教育の無償化、奨学金の拡充は、少子化対策にも有効です。男性が家族を養わなければならないという社会のありようを改善する中で、長時間労働改善の着地点が見えてきます。

その結果、エリート女性と競合する必要も減り、男性は働き方のダウンシフト(減速)が容易になり、PTAや地域活動など女性や高齢者に任せきりの分野に若い男性の参加が増えるなど、性別の役割分業ではなく、個性に応じた生き方の条件が広がります。